# ニセコ町国民健康保険税条例の改正案について

令和6年2月 税務課

#### 1. 改正の目的

将来にわたって健全な国民健康保険制度の運営を目指し、被保険者の負担能力に応じた公平な保険税負担となるよう、国民健康保険税の計算方法の改正を行います。 なお、改正にあたっては、以下の2つの理由に基づき行います。

### (1)国の税制改正大綱に基づくもの

①課税限度額の引き上げ:年間課税限度額のうち後期高齢者支援金等分を22万円から24万円に引き上げ。これにより、限度額総額は104万円から106万円となります。

②軽減対象枠の拡大:均等割と平等割を軽減する所得基準が下表のとおり拡大され、一定の所得がある中間層の負担軽減が図られます。

区分	現行制度	改正案
5割軽減となる所得基準	29万円	29万5千円
2割軽減となる所得基準	53万5千円	54万5千円

## (2)令和12年度(2030年度)に国民健康保険の財政運営が市町村から都道府県に完全移行することを見越し、北海道の標準的な考え方に沿った税率への改正

これまで、市町村が個別に運営してきた国民健康保険制度ですが、人口の減少や少子高齢化などにより、市町村単独での運営は困難になりつつあります。そこでわが国で

は、令和12年度(2030年度)から都道府県を一単位とした国民健康保険制度へと移行することになっています。 これまで市町村が個別に国保制度を運営していた時は、産業構造や被保険者の所得状況など、市町村個別の事情を反映した個別の税率で国民健康保険税(料)は課税さ れてきました。しかし今後は、北海道全体の状況による保険税(料)が賦課されることになります。現在は令和12年度の完全移行に向けた準備期間となり、各市町村がそれぞ れこれまでの個別税率から北海道全体の標準的な税率への移行を試みています。

本町では、これまで数年かけて段階的に北海道が示す標準的な税率への移行を進め、令和5年度からは完全に標準的な税率への移行を終えました。今回も、北海道から令 和6年度に必要な財源を確保するうえで示された、標準的な税率に合わせるための改正を行います。

#### 2. 改正案の実施 令和6年度分の国民健康保険税から適用

### 3. 改正案に基づく区分ごとの税率の新旧対照表(上段が現行制度、下段が改正案)

#### (1) 基本税率(所得軽減なし)

(1) 整件(	九十八万十五八八十八十二十八十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二													
区分			医织	<b>寮分</b>			後期高齢	者支援金分		介護納付金分				
	世帯区分	限度額	応能割	応益	<b>益割</b>	限度額	応能割	応名	<b>益割</b>	限度額	応能割	応益	<b>注割</b>	
		(万円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	(万円)	所得割(%)	均等割(円) 平等割(円		(万円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	
	一般世帯				26,686				8,948					
現行制度	特定世帯(軽減1/2)	65	8.11	26,296	13,343	22	2.64	8,817	4,474	17	1.84	8,478	6,551	
	特定継続世帯(軽減1/4)				20,014				6,711					
	一般世帯				26,300				9,600					
改正案	特定世帯(軽減1/2)	65	8.11	26,000	13,150	24	2.83	9,400	4,800	17	1.99	8,900	7,100	
	特定継続世帯(軽減1/4)				19,725				7,200					

### (2)7割軽減(表記数値は軽減額)

	世帯区分		医组	<b>泰分</b>			後期高齢	者支援金分		介護納付金分				
区分		<b>下区分</b> 限度額		応益割		限度額	応能割	応益割		限度額	応能割	応益	<b></b>	
		(万円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	(万円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	(万円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	
	一般世帯			18,408	18,681				6,264					
現行制度	特定世帯(軽減1/2)				9,341				3,132			5,935	4,586	
	特定継続世帯(軽減1/4)			14,01				4,698						
	一般世帯				18,410					6,720				
改正案	特定世帯(軽減1/2)			18,200	9,205			6,580	3,360		6,230		4,970	
	特定継続世帯(軽減1/4)				13,808			5,0						

### (3)5割軽減(表記数値は軽減額)

( ) / С Д ] [ ]	(5) 5 的 柱域 (													
		医療分					後期高齢	者支援金分		介護納付金分				
区分	世帯区分	限度額	応能割 応益割		応益割		応能割	応:	益割	限度額	応能割	応名	<b>益割</b>	
		(万円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	(万円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	(万円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	
	一般世帯				13,343				4,474					
現行制度	特定世帯(軽減1/2)				6,672	<mark>72</mark>		4,409	2,237			4,239	3,276	
	特定継続世帯(軽減1/4)			10,008				3,356						
	一般世帯				13,150				4,800					
改正案	特定世帯(軽減1/2)			13,000	6,575			4,700	2,400			4,450	3,550	
	特定継続世帯(軽減1/4)			9,863				3,600						

### (4)2割軽減(表記数値は軽減額)

	世帯区分		医组	<b>秦分</b>			後期高齢	者支援金分		介護納付金分					
区分		世帯区分	世帯区分	限度額	応能割	応益	<b>监割</b>	限度額	応能割	応名	<b></b>	限度額	応能割	応益	<b>左</b> 害
		(万円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	(万円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	(万円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)		
	一般世帯			5,260	5,338	_			1,790						
現行制度	特定世帯(軽減1/2)				2,669			1,764	895			1,696	1,311		
	特定継続世帯(軽減1/4)			4,003				1,343		3					
	一般世帯				5,260				1,920						
改正案	特定世帯(軽減1/2)			5,200	2,630			1,880	960		1,	1,780	1,420		
	特定継続世帯(軽減1/4)				3,945				1,440						

# (5)未就学児(表記数値は軽減額)

(0)////////	(0) 不航于几(农品数值店												
	所得区分	医療分					後期高齢	者支援金分		介護納付金分			
区分		所得区分 限度額		応益割		限度額	応能割	応益割		限度額 応能割		応益割	
		(万円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	(万円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	(万円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)
	7割軽減			3,944				1,323					
田仁生帝	5割軽減			6,574				2,204					
現行制度	2割軽減				10,518				3,527				
	軽減なし			13,148				4,409					
	7割軽減			3,900				1,410					
改正案	5割軽減			6,500				2,350					
以正来	2割軽減							3,760					
	軽減なし			13,000				4,700					